子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4)

(あて先) 八尾市長 申請区分 □ 新規							変更]									a.	令和	年	月	目	
	現住所		Ŧ	_									((アパー	-	マンシ	ョン	名、居	岩室番	号等も	記載し	てくた	<u>゚</u> さい)
	フリァ	ブナ									生年	月	日	(西層	Ĕ)				4	年		月		目
代書	氏名								申請子ども □父 □母 □その他()							
表保					連絡先	先 (電話番号) *左詰めで -					- (ハイフン) ありで記入してください。													
護者	1										口父	携者	青	□母	携帯	□É	宅	□?	その他	<u>†</u> ()
	2	1) 1/1 -									□父携帯 □母携帯 □自宅 □その他						<u>q</u> (_	1)			
子ども	ガナ 氏名										## 生年月日(西暦) 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日							月		日				
												刘 女			T	10	八田	万()	<u> </u>		<u>\</u>			
韧宁	□ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳以上である(第1号)										<u> </u>				<u> </u>			左	記で第	3号に該 該当	当し、「		課税世	t帯に
認定種別	日本語学ともは、休月を布室が予節と布室中時点で適う旅に選りる自身後の取例の3月31日を経過している(第2号)											の□にレ	/点を付	けて下さ		NZ.								
上記 II	認定種別			-					る日夕	人伎 (7) 車	反例(ク) 3	月 3	1 1	までの	ク间に	める(身	35万)		1 [1] [民税所	付割す	下珠忱	に該	3
保育を必要と	該当する		を付けて	下さい。		□妊娠・		_・。]疾病・	陪宝	口企業	蒦・看護	ŧ r	기 ((() 설	宇復旧		マ職活重	h华	□就学	⇒ ⊏]育児位	F-类 「	コスのは	h (
する理由	170	よ・ロその よ・口その				□妊娠・					要・ 看護			F復旧 F復旧		文職活重		□就≒		育児休		こその作	_ `	
	認定種別」			する場合	合に記	入して下	さい。																	
	音望日の当 日現在の信			:親)] 現(生所と同	じ						(父	(親)		現住所	た同	じ						
	望日の前 ^年 日現在の信			:親)	n x8/	우류 1. [2]	18				(父親) □ 現住所と同じ													
※1	住所と異7 定希望日2	よる場合に	は、記入し	た住所地	也の市町		すされる市			割額がオ	わかる証	明書	(課	:税証明	書な				· / /					
	を全員記力					、る人、別	別棟で同位	主所の人		≱赴任等	等で別居	€l-	ている	る人を	含む)			#	\$₹ \$P\$ \$P\$	- 24+	e お 24 h	-: k/k	_	
ш	児童と 氏名 (スリガナ)						児童と 居住状				生年月	日	(西	(暦)			_)	训務允	・学校 個人番		一寺	市	記入欄
世帯	父	,,,,,					─ □同』 □別』				:	年			月		_E							
状況	(フリガナ)							F.		+														
児児	[]						一別				:	年			月		日							
童本	(フリガナ)										年			月		日							
人は	(フリガナ)					□別	古		-														
除							- □同/ □別/					年			月		Ħ						_	
<	(フリガナ)						E E																
							一別				:	年			月		B _							
生活仍	農護の状況		□適用る	有(年	月	日 保	護開始)			家庭	の状	況			ロひと	り親え	₹庭→	児童担	失養手	当等の	受給:	有・弁	無
幼稚園	・認定こと	*も園・#	特別支援	学校幼稚	部を利	川用する(予定含む)方は記								I=								I
7 y X	7									かり保育 利用の	育事業の 有無			所在♯ 市外の		入		_						
施設。	名									有・	無			開始						年		月		日
認可外	保育施設、	一時預済	かり事業	、病児保	:育事業	巻、子育で	て援助活動	動支援事	業を利	川用する	る(予定	含む)方[は記入	して	上 下さい。								
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育 施設名						利用するサービスの種類				所在地							利用開始予定日 (認定希望日)							
(フリナ	<u> </u>					I '	認可外 病児保育					-								T		年	月	日
(フリオ	<i>i</i> +\						初元休育	動		ĪŦ						TEL:	_		_			•		

病児保育・子育て援助活 動

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の 確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3. 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 7. 認定を受けた場合でも施設での預かり保育対象人数が上限に達したことにより、ご利用いただけない場合もあります。

以上のことに同意し、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も含む(※3))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、上記のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※3 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれか の要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)※第2号・第3号の方のみ								
1 居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労証明書							
自営(自宅外自営、親族経営等の自営及び業務委託を含む)、内職の場合	就労証明書、自営業・内職を証明する書類							
2 出産前後の方(出産前8週間(多児妊娠は14週)・後8週間に限る)	入所理由証明書、母子健康手帳のコピー (表紙と分娩予定日の記載のあるページ)							
3 就学(就学予定)の方	入所理由証明書、就学時間・期間がわかるカリキュラム表(時間割)等							
4 ひとり親・離婚調停中の方(父母の住民票が同住所(世帯分離含む)の場合を除く)	ひとり親家庭医療証等のひとり親を証明する書類							
5 生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書							
6 保護者が障害をお持ちの方	入所理由証明書、身体障がい者手帳(1~4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい 者保健福祉手帳(1~2級)のいずれかのコピー							
7 保護者が介護している方	入所理由証明書、身体障がい者手帳(1~4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい 者保健福祉手帳(1~2級)のいずれかのコピー							
8 保護者が求職中の方 ※求職活動状況が確認できた場合でも、認定期間は3ヵ月のみになります。	入所理由証明書、ハローワークの受付票等の求職状況がわかる書類							

*市記載欄									
保育必要事由	□就労	□妊娠・出産	□疾病・障がい	□介護・看護	□災害復旧	□災害復旧			
	□求職活動	□就学	□虐待・DV	□育児休業	□その他				
申請日	年	月	月 児童詳細 「	上 生活 虐待 障害 外国 児 □ □ □ □ □	2扶 ア 発遅 優1 個	憂 2 □			
宛名コード			70里莊和 家	₹1 家2 家3 家4 児1 リ □ □ □ □ □ □	見2 月3 月4 月5 月	児6			